

学校法人金沢医科大学利益相反マネジメント規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動における利益相反を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、教職員等や本学自身が外部から得る経済的利益等と本学における教育研究上の責任が衝突する状況をいい、法令違反等の問題ではなく、教職員等や本学が、産学官連携活動に伴い日常的に生じる社会的受容性（大学への社会的信頼）の問題をいう。
- (2) 「教職員等」とは、本学の役員、職員、学生及びその他任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者をいう。

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 産学官連携活動に従事している教職員等のうち、次の各号に該当する者を利益相反マネジメントの対象者とする。

- (1) 学校法人金沢医科大学職員就業規則第36条第2号の規定に該当する兼業を理事長の許可を得て行う教職員
- (2) 教職員等自らが保有する知的財産権を本学以外の第三者に承継、使用許諾する教職員等
- (3) 共同研究、受託研究及び受託研究員等各種研究員の受け入れにより学外者と研究交流する教職員等
- (4) 外部からの寄附金、設備や物品の供与を受ける教職員等
- (5) 前4号の相手側から物品を購入する教職員等
- (6) その他研究活動に関し外部から何らかの便宜を供与された、又は供与されることが想定される教職員等

(利益相反マネジメントの判断基準)

第4条 産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針として、次の各号に定める事項を利益相反マネジメントの判断基準とする。

- (1) 教職員等が、本学における職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（個人としての狭義の利益相反）
- (2) 本学が、本学の社会的責任に対して、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（大学（組織）としての狭義の利益相反）
- (3) 個人的な利益の有無に係わらず、教職員等が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（責務相反）

第2章 利益相反マネジメントの体制

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 本学における利益相反マネジメントに関する事項を審議等するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成及び運営)

第6条 委員会は、次の者をもって構成し、各号の委員は学長が任命する。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 医学部教員 | 3名以上5名以内 |
| (2) 看護学部教員 | 1名 |
| (3) 総合医学研究所教員 | 1名 |
| (4) 事務職員 | 若干名 |
| (5) 産学官連携活動に従事している者 | 若干名 |

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から学長が指名する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員の中から学長が指名する。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 委員が当該利益相反等の関係者であるときは、当該委員は当該審議に加わることはできない。

10 議事は、緊急やむを得ない場合には、持ち回りにより決することができる。

11 学長が必要と認めるときは、第1項に規定する委員以外の者を委員に加えることができるほか、外部専門家を利益相反アドバイザーとして委嘱し、助言を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシー等の改廃の検討
- (2) 利益相反問題の防止に関する施策の検討及び実施
- (3) 第11条の規定による自己申告書の内容の検討及び調査
- (4) 必要な状況調査
- (5) 調査情報の評価
- (6) その他利益相反に関する事項の審議等を行う。

(教職員等への措置命令)

第8条 委員会は、必要と認める場合には、教職員等に対し次に掲げる措置を命じることができる。

- (1) 重要な経済的利益の公開
- (2) 利益相反アドバイザーによる研究内容の確認等への協力
- (3) 研究計画の変更
- (4) 研究の全部又は一部への参加禁止

- (5) 重要な経済的利益の剥奪
- (6) 利益相反をもたらす関係の解消
- (7) 第三者への株式等の寄託

(利益相反カウンセラー)

第9条 教職員等の利益相反問題に関するカウンセリングを行うため、利益相反カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）を置く。

- 2 カウンセラーは、委員会委員が兼務するものとし、委員長が必要と認めるときは、外部専門家をカウンセラーとして委嘱することが出来る。
- 3 カウンセラーは、教職員等から利益相反に関する相談があった場合は、カウンセリングを行うとともに、内容を委員長に報告するものとする。

第3章 利益相反マネジメントの手続き等

(教職員等からの相談)

第10条 教職員等は、産学官連携活動に伴い利益相反に関する疑義が生じた場合は、随時、カウンセラーに相談できるものとする。

(教職員等からの自己申告)

第11条 教職員等は、第3条各号に規定する対象者に該当する場合は、委員会からの求めに応じ、別途定める利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を委員会に提出しなければならない。

(情報の調査、検討等)

第12条 利益相反に関する情報の調査、検討及び対処方法は、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 委員会は、教職員等からの利益相反に関する相談、自己申告書による情報及び必要な状況調査による情報について、ポリシー及び第4条各号に規定する判断基準をもとに利益相反に関する評価を行うとともに、必要に応じ、カウンセラーから該当する教職員等に対しカウンセリングを行うなどし、問題解決にあたる。
- (2) 委員長は、必要に応じ委員会の審議内容について、学長に報告する。
- (3) 教職員等は、委員会の評価等に不服がある場合は、委員長への申し出により、委員会に再評価等を求めることができる。

(情報公開)

第13条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学内外に公表することにより社会等に対する説明責任を果たす。

- 2 委員会が許容し得ると判断した行為については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。
- 3 委員会は、学内外への情報公開にあたって、職員等の個人情報の保護に留意するものとする。

(情報の取扱い)

第14条 委員会は、教職員等からもたらされた利益相反に関する情報を適切に保管しなければならない。

2 委員会委員は、任務中に知り得た利益相反に関する情報を、任期中及び退任後も、他に漏らしてはならない。

(研修等)

第15条 委員会は、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

第4章 雑則

(事務)

第16条 この規程に定める事務は、学長が別途定めるものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

2 この規程により最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。